

プレスリリース [ 令和4年6月29日 ]

(計2枚)

## 加賀市と北陸電力株式会社は エネルギーの地産地消と地域活性化を目指して 「加賀市RE100」と「地域脱炭素」 を強く進めていきます

加賀市と北陸電力株式会社は、本日、加賀市版 RE100 及び地域脱炭素の推進に関する包括連携協定を締結しました。

本協定は、両者が相互の連携を強化し、加賀市版 RE100 及び地域脱炭素の推進に寄与することを目的に締結するものです。

また、両者は、株式会社加賀ふるさとでんき（取次による電力小売事業会社）へ共同で出資し、本年7月1日の事業開始により、加賀市産の再生可能エネルギーを供給していきます。

本協定の連携事項と株式会社加賀ふるさとでんきを通じて、加賀市版 RE100 と地域脱炭素を強く進めていきます。

### 【連携事項】

1. 地産エネルギーの開発及び未利用エネルギーの有効活用等に関すること
2. 市内エネルギーの地消の手段確保に関すること
3. 市内の省エネルギー及び二酸化炭素の排出抑制の推進に関すること
4. エネルギー分野のデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること
5. エネルギーを通じた地域の課題解決及び成長戦略に関すること
6. 加賀市版 RE100 及び地域脱炭素の普及啓発に関すること
7. その他、本協定の目的を達成するための施策に関すること

※ 別紙「加賀市版 RE100 及び地域脱炭素の推進に関する加賀市と北陸電力株式会社との包括連携協定書」参照

### 加賀市版 RE100 について

市内エネルギー需要を 100%地域で生産した（地産）再生可能エネルギーで賄い（地消）、当該取組を通して地域内経済循環を目指していく本市の施策

### 地域脱炭素について

脱炭素を地域の成長戦略と捉え、地域の課題解決や地方創生に資する取組

本件へのお問合せ先

加賀市 産業振興部 環境課 担当：津原 TEL 0761-72-7892  
（北陸電力株式会社：小松支店総務担当 TEL 0761-21-1983）

## 加賀市版 RE100 及び地域脱炭素の推進に関する 加賀市と北陸電力株式会社との包括連携協定書

加賀市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市内エネルギー需要を100%地域で生産した（地産）再生可能エネルギーで賄い（地消）、当該取組を通して地域内経済循環を目指していく甲の施策（以下「加賀市版RE100」という。）及び脱炭素を地域の成長戦略と捉え、地域の課題解決や地方創生に資する取組（以下「地域脱炭素」という。）を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、エネルギーを通じて、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の成長へとつなげていくことで、加賀市版RE100及び地域脱炭素の実現に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地産エネルギーの開発及び未利用エネルギーの有効活用等に関すること
- (2) 市内エネルギーの地消の手段確保に関すること
- (3) 市内の省エネルギー及び二酸化炭素の排出抑制の推進に関すること
- (4) エネルギー分野のデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること
- (5) エネルギーを通じた地域の課題解決及び成長戦略に関すること
- (6) 加賀市版RE100及び地域脱炭素の普及啓発に関すること
- (7) その他、本協定の目的を達成するための施策に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

### （地消を担う会社の運営及び地産エネルギーの開発等）

第3条 甲及び乙は、前条第1項第2号の具体的な取組として、加賀市版RE100の地消を担う株式会社加賀ふるさとでんき（以下「加賀ふるさとでんき」という。）を運営し、地消手段の確保に努めるものとする。

2 甲は、甲の施設に係る電力契約を加賀ふるさとでんきと締結できるよう最大限協力するものとする。

3 甲及び乙は、相互の緊密な連携と協力により、加賀ふるさとでんきに対する地産エネルギーの確保のほか、更なる地産エネルギーの開発、未利用エネルギーの有効活用等の推進に努めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月29日

甲 加賀市  
加賀市長

宮元 陸 (自署)

乙 石川県小松市栄町25番地1  
北陸電力株式会社  
理事 小松支店長

奥 真司 (自署)